御意見の概要及びそれに対する考え方

御意見	御意見に対する見解
・実験も使用経験も無い状態で安全性を判断出来ると考えること自体が間違っている。 ・実験動物や人に被害がないことを確認し、被害のないものを作るようにしてほしい。 ・遺伝子組み換え大豆を食べた家畜の安全性を検査してほしい。 家畜を人間が食べるのだから、家畜の安全性を確かめることも必要と考える。	組換えDNA技術により得られた生物を利用して製造された飼料・飼料添加物（以下「組換えDNA技術応用飼料・飼料添加物」とします。）については、食品安全基本法（平成15年法律第48号）及び飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号。）等により、人や家畜等の健康に有害な影響を防止する観点から、その安全性につき農林水産大臣の確認を受けたものでなければ製造してはならないこととされています。 安全性の確認に当たり、農業資材審議会では、組換えDNA技術応用飼料が家畜等の健康に有害な影響を与えないよう、飼料及び飼料添加物の成分規格等に関する省令の規定に基づく組換えDNA技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続を定める件（平成14年11月26日農林水産省告示第1780号）に基づき、以下の事項等を確認します。 ・新たな毒性物質の産生、毒性物質の量的増加 ・栄養成分量の大きな変化 ・家畜への給与方法などの変化（変化する場合は家畜の健康に影響を及ぼすことを確認） また、食品安全委員会では、組換えDNA技術応用飼料を摂取した家畜に由来する畜産物の人への安全性について評価します。 上記により、安全性が確認されたもののみ承認しております。 食品安全委員会での本飼料の評価結果は、食品安全委員会の公

	開する評価書をご確認ください。
意見公募要領の記１（２）についてですが、製造業者等から安全性確認の申請があったということでよろしいでしょうか。 また、農業資材審議会の意見を聴取したとありますが、食品安全委員会に評価依頼はしていたでしょうか。 同要領の記１（３）に農林水産大臣が当該飼料の安全性の確認を行うに当たりとありますが、農業資材審議会の答申を踏まえて農林水産省はどのように判断し、どうしようとしているのか教えてください。	「除草剤グルホシネート、ジカンバ、アリルオキシアルカノエート系及びトリケトン系耐性ダイズ MON94313 系統」につきましては、当省告示「組換え DNA 技術応用飼料及び飼料添加物の安全性に関する確認の手続を定める件」に基づいた安全性確認の申請が行われたものになります。 食品安全委員会へは、本品目について 2025 年２月 10 日に食品健康影響評価を依頼し、同年 11 月 12 日に答申を得ております。また、本品目について農業資材審議会より安全性に問題がないとすることは適当と認めると答申を得ております。このため、農林水産省はパブリックコメントを行い、いただいた意見も踏まえ、本品目の飼料としての安全性が確認されたものとして官報にて公表いたしました。